

学生の皆さんへ

## インフルエンザ出席停止期間について

教務攻生主科主事  
専学

インフルエンザは感染力が非常に強いため、罹患した場合は学校保健安全法に基づき「出席停止」になります。インフルエンザの出席停止基準は「発症した後、5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」です。この2つの条件を満たすまで、出席停止扱いになり公欠となります。

- 公欠願いは登校可能となってからホームページ上の「診断・登校許可証明書」または「診断書」を付して教務係へ提出してください。

インフルエンザ出席停止期間早見表

		発症日	発症後								
			0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発症後 1日目に 解熱した場合 (最低基準)	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能			
例2	発症後 2日目に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能			
例3	発症後 3日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能			
例4	発症後 4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例5	発症後 5日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	

- 【発症した後、5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで】とは、最低、発症した後、5日を経過するまでということです。それに加えて熱が下がった日によって出席停止期間が延長していくことがあります。（例4、5）

- 発症日（当日0日）は、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状（38度程度の発熱等）が始まった日とします。病院受診時に医師に発症日を相談、確認してください。

\*ご不明な点は保健室までお問い合わせください。

保健室ダイヤルイン：0778-62-8212